

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成26年 8 月29日
【発行者名】 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
 （Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）
【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 磯村 尚賢
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番
 （287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
 同 十枝 美紀子
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03（6212）8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
 コクサイ・ケイマン・トラスト -
 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・
 セレクション
 （Kokusai Cayman Trust - Gaikadate US High Yield Bond Open
 Currency Selection）
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
 米ドル建 米ドルクラス受益証券：
 20億アメリカ合衆国ドル（約1,955億円）を上限とする。
 米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券：
 20億アメリカ合衆国ドル（約1,955億円）を上限とする。
 米ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券：
 20億アメリカ合衆国ドル（約1,955億円）を上限とする。
 米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券：
 10億アメリカ合衆国ドル（約978億円）を上限とする。
 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券：
 20億オーストラリア・ドル（約1,817億円）を上限とする。
 豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券：
 20億オーストラリア・ドル（約1,817億円）を上限とする。
 豪ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券：
 20億オーストラリア・ドル（約1,817億円）を上限とする。
 豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券：
 10億オーストラリア・ドル（約909億円）を上限とする。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリ

ア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成25年

9月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲

値（１米ドル＝97.75円および１豪ドル＝90.87円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月29日に提出した有価証券届出書（平成26年2月28日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

（５）申込手数料

<訂正前>

発行価格の3.15%^{（注）}（税抜３％）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる消費税および地方消費税に相当する料率（５％）を加算した料率を表記している。

手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が８％となった場合には、3.24％となる。

<訂正後>

発行価格の3.24%（税抜３％）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。

第二部 ファンド情報

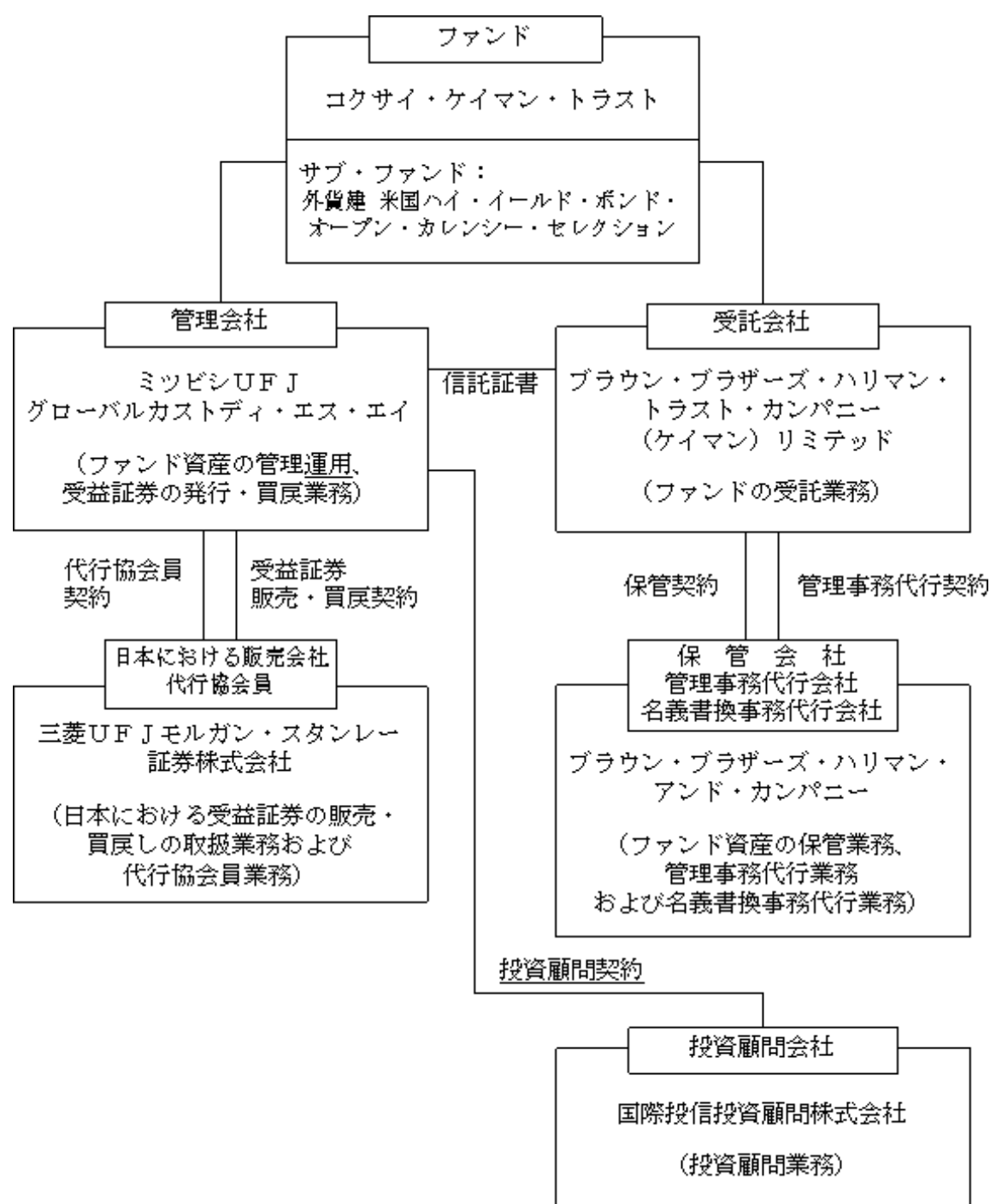
第１ ファンドの状況

１ ファンドの性格

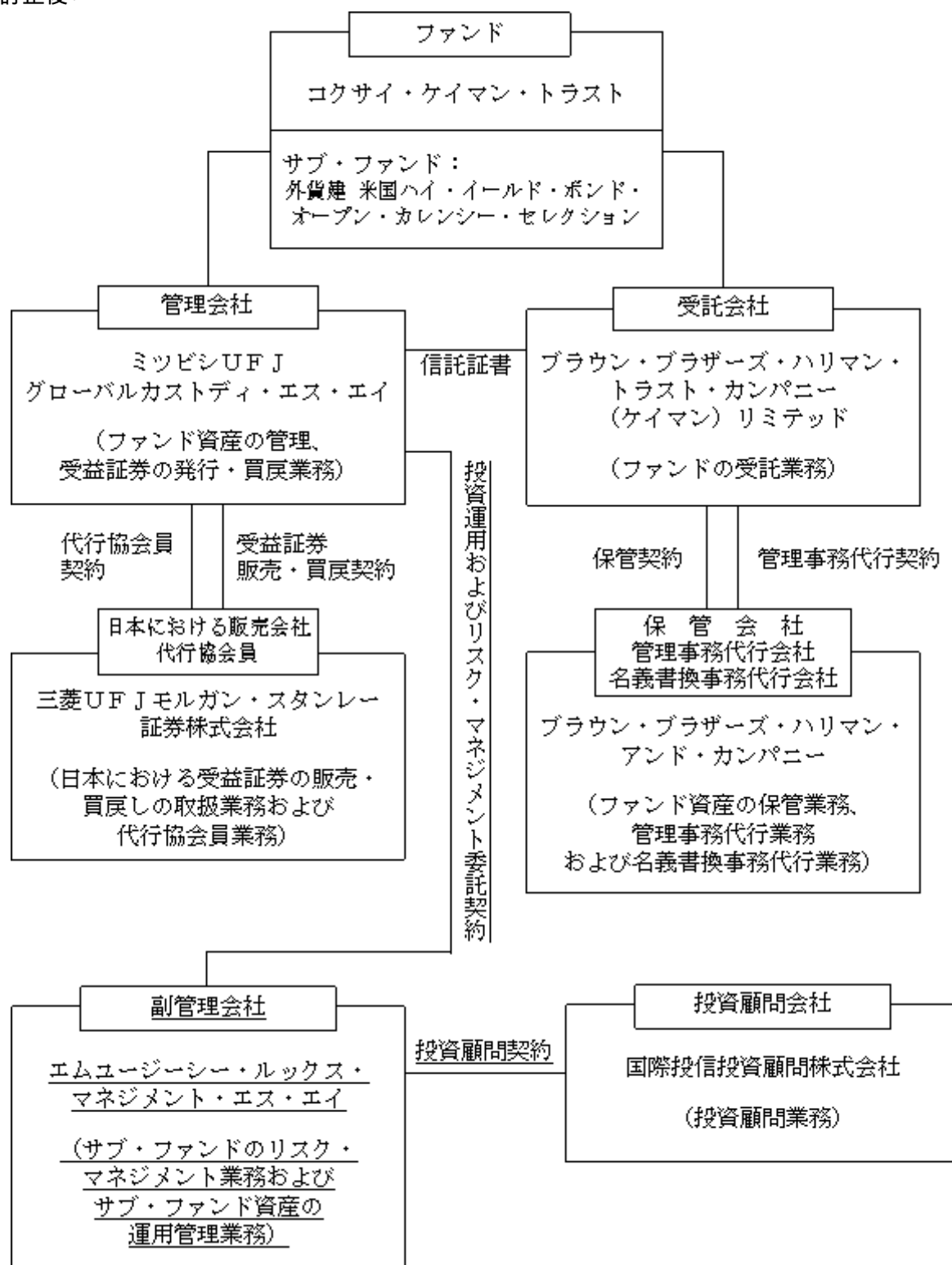
(3) ファンドのしくみ

ファンドの仕組み

< 訂正前 >



<訂正後>



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.)	保管会社 管理事務代行会社 名義書換事務代行会社	平成20年11月3日付で保管契約 ^(注1) を受託会社と締結。同契約は、サブ・ファンドの資産保管業務について規定している。 平成20年11月3日付で管理事務代行契約 ^(注2) を受託会社と締結。同契約は、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務について規定している。
国際投信投資顧問株式会社	投資顧問会社	平成22年8月4日付で投資顧問契約 ^(注3) を管理会社と締結。同契約は、投資顧問業務について規定している。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成22年8月4日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注4) を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成22年8月4日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注5) を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

(中略)

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を提供することを約する契約である。

(注3) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、管理会社に対し、投資顧問業務を提供することを約する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ブラウン・ブラザーズ・ ハリマン・アンド・カンパ ニー (Brown Brothers Harriman & Co.)	保管会社 管理事務代行会社 名義書換事務代行会社	平成20年11月3日付で保管契約 ^(注1) を受託会社と締結。同契約は、サブ・ファンドの資産保管業務について規定している。 平成20年11月3日付で管理事務代行契約 ^(注2) を受託会社と締結。同契約は、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務について規定している。
エムユージーシー・ ルックス・マネジメント・ エス・エイ (MUGC Lux Management S.A.)	副管理会社	平成26年7月18日付で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約 ^(注3) を管理会社と締結。同契約は、サブ・ファンドのリスク・マネジメント業務およびサブ・ファンド資産の運用管理業務について規定している。
国際投信投資顧問株式会社	投資顧問会社	平成26年7月18日付で投資顧問契約 ^(注4) を副管理会社と締結。同契約は、投資顧問業務について規定している。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成22年8月4日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注5) を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成22年8月4日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注6) を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

(中略)

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を提供することを約する契約である。

(注3) 投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、サブ・ファンドのリスク・マネジメント業務およびサブ・ファンド資産の運用管理業務の提供を約する契約である。

(注4) 投資顧問契約とは、副管理会社によって任命された投資顧問会社が、副管理会社に対し、投資顧問業務を提供することを約する契約である。

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

(注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

<訂正前>

(前略)

(ロ)事業の目的

事業の目的は、投資運用業務および投資顧問業務を提供することである。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(ロ)事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

(後略)

(4)ファンドに係る法制度の概要

<訂正前>

準拠法の名称

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき登録されている。サブ・ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

準拠法の内容

(イ)信託法

(中略)

ケイマン諸島の投資信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(後略)

<訂正後>

準拠法の名称

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき登録されている。サブ・ファンドは、また、随時改訂されるケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

準拠法の内容

(イ)信託法

(中略)

ケイマン諸島の投資信託は、150年まで存続することができる。

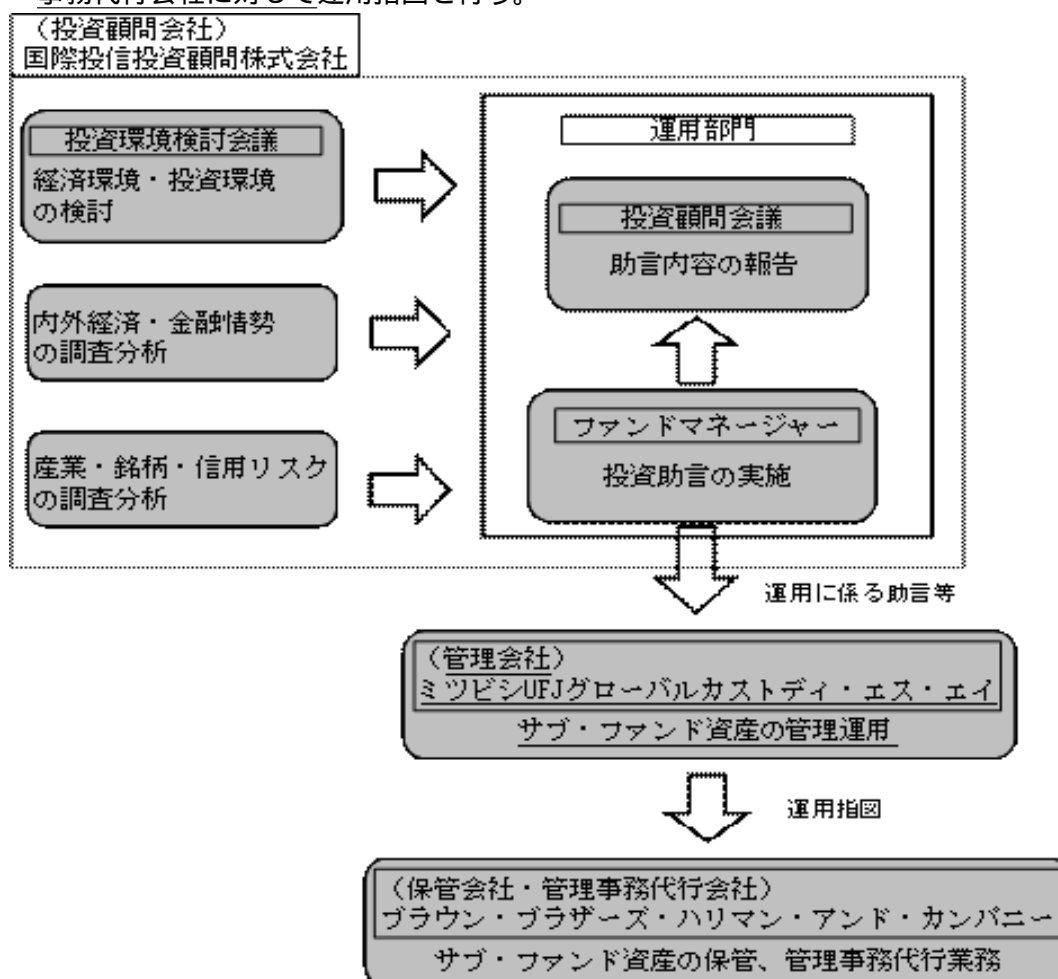
(後略)

２ 投資方針

（３）運用体制

<訂正前>

管理会社は、投資顧問契約を締結し、投資顧問会社は、管理会社に対して運用に係る助言等を実施する。管理会社は、投資顧問会社からの助言を受け、サブ・ファンド資産の保管会社・管理事務代行会社に対して運用指図を行う。

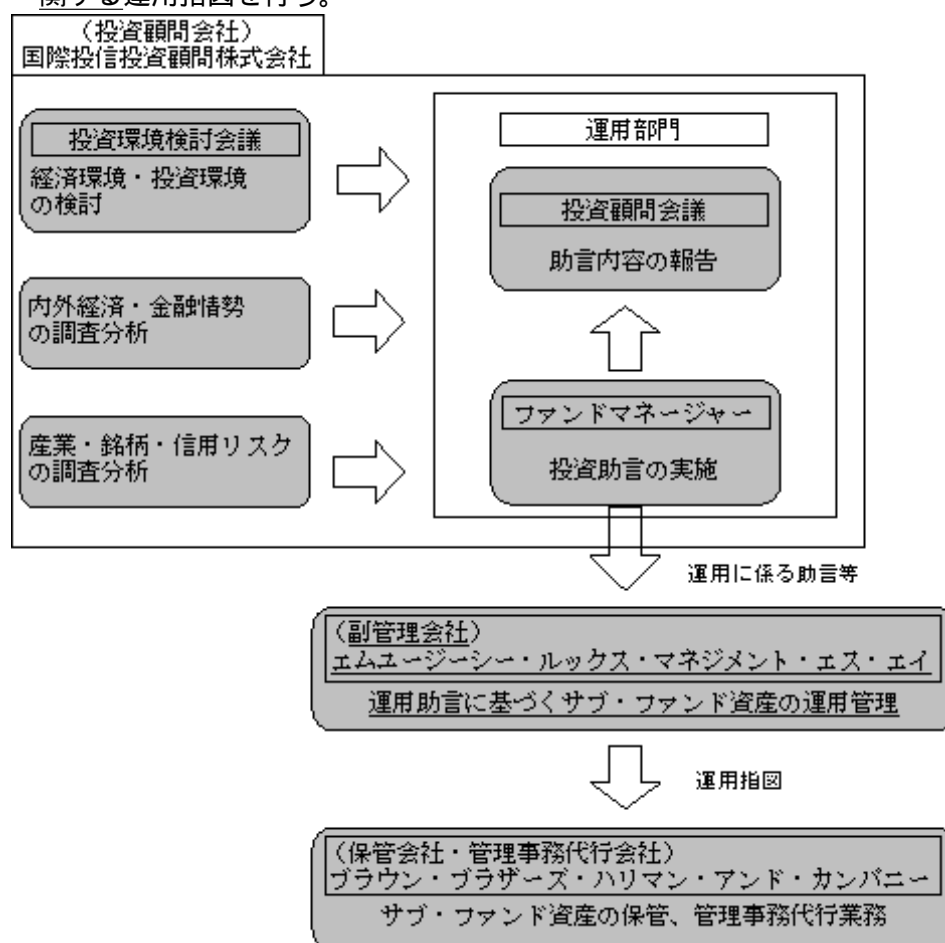


投資顧問会社における各会議の役割・機能

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月１回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行う。
投資顧問会議	原則として月１回投資顧問会議を開催し、助言内容の報告を行う。

<訂正後>

管理会社は、副管理会社との間で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約を締結し、同契約に基づき、副管理会社がサブ・ファンド資産の運用管理を行う。副管理会社は、投資顧問会社との間で投資顧問契約を締結し、同契約に基づき、投資顧問会社は副管理会社に対して運用に係る助言等を実施する。副管理会社は、投資顧問会社からの助言を受け、サブ・ファンド資産に関する運用指図を行う。



投資顧問会社における各会議の役割・機能

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行う。
投資顧問会議	原則として月1回投資顧問会議を開催し、助言内容の報告を行う。

３ 投資リスク

（２）リスクに対する管理体制

< 訂正前 >

管理会社は、管理事務代行会社からの情報を元に、投資制限の遵守状況のモニタリングを定期的に行っている。

投資顧問会社は、多面的にサブ・ファンドのリスク管理を行い、必要に応じてその分析結果を管理会社に助言する。

< 訂正後 >

副管理会社は、サブ・ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、サブ・ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的に独立しており、更に、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。

4 手数料等及び税金

（１）申込手数料

日本国内における申込手数料

<訂正前>

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.15%^{（注）}（税抜3％）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる消費税および地方消費税に相当する料率（５％）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が８％となった場合には、3.24％となる。

<訂正後>

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.24%（税抜３％）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

（３）管理報酬等

<訂正前>

サブ・ファンドの管理報酬等は、合計で純資産価額の年率1.03％である（保管報酬等を除く。）。ただし、最低年間報酬が適用されることがある。

（ ）管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04％の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

平成25年５月31日に終了した会計年度中の管理報酬は348,459米ドルであった。

（後略）

<訂正後>

サブ・ファンドの管理報酬等は、合計で純資産価額の年率1.03％である（保管報酬等を除く。）。ただし、最低年間報酬が適用されることがある。

（ ）管理報酬（副管理報酬を含む。）

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04％の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領した自身の報酬から、副管理会社の報酬を支払う。

平成25年５月31日に終了した会計年度中の管理報酬は348,459米ドルであった。

（後略）

（４）その他の手数料等

<訂正前>

設立費用

ファンドの設立に関する費用は、約340,000米ドルとして見積もられていた。受託会社またはその適法に授權を受けた代理人が他の方法を適用することを決定した場合を除き、ファンドの設立費用は、サブ・ファンドの受益証券の当初申込期間の終了時からサブ・ファンドの第５会計年度の終了時まで償却される。ただし、ファンドの設立費用については、当該償却期間中に追加のサブ・ファンドが設定された場合、すべてのサブ・ファンドが、それぞれの純資産価額に比例して、存続期間の長さに応じて期間調整ベースで負担する。

（中略）

その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデューディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資関連費用は、受託会社によってサブ・ファンドの資産から支払われる。

（後略）

<訂正後>

設立費用

ファンドの設立に関する費用は、約340,000米ドルであった。受託会社またはその適法に授權を受けた代理人が他の方法を適用することを決定した場合を除き、ファンドの設立費用は、サブ・ファンドの受益証券の当初申込期間の終了時からサブ・ファンドの第5会計年度の終了時まで償却される。ただし、ファンドの設立費用については、当該償却期間中に追加のサブ・ファンドが設定されているため、すべてのサブ・ファンドが、それぞれの純資産価額に比例して、存続期間の長さに応じて期間調整ベースで負担する。

（中略）

その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデュー・ディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資関連費用は、受託会社によってサブ・ファンドの資産から支払われる。

（後略）

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（B）ケイマン諸島

（中略）

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定日後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドもしくはサブ・ファンドに発生した利益もしくはファンドもしくはサブ・ファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得している。受益証券の譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、登録手数料は年間約610米ドル（約5万9,628円）である。信託証書につき、50米ドル（約4,888円）の印紙税が課される。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する登録手数料は、現行の料率によると、年間4,268米ドル（約41万7,197円）である。

（C）その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

<訂正後>

（前略）

(B) ケイマン諸島

(中略)

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定日後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドもしくはサブ・ファンドに発生した利益もしくはファンドもしくはサブ・ファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得している。受益証券の譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、登録手数料は年間約610米ドル（約5万9,628円）である。信託証書につき、50米ドル（約4,888円）の印紙税が課された。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する登録手数料は、現行の料率によると、年間4,268米ドル（約41万7,197円）である。

(C) ケイマン諸島および米国外国口座税務コンプライアンス法

ケイマン諸島は、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）を施行するために、米国との間で（非互恵的）政府間協定（以下「US IGA」という。）のモデル1（b）に調印している。US IGAは平成26年4月14日に調印され、効力を発生している。ケイマン諸島は、英国との間で同様の政府間協定（以下「UK IGA」といい、US IGAとあわせて、「IGA」という。）に調印しており、さらなる政府間協定の調印が予定されている。IGAを施行するケイマン諸島の規則が平成26年7月4日付で発布されている。本規則に従い、ケイマン諸島の税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）は平成26年7月22日に公表されたIGAの適用に関する指針（以下「IGAの適用に関する指針」という。）を発布した。IGA、授權法およびIGAの適用に関する指針を遵守するケイマン諸島の金融機関（以下「FI」という。）は、FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われ、したがってかかるFIは、FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力口座を解約することを要しない。

US IGAは、FIを「報告FI」または「報告外FI」のどちらかに分類する。当初の段階から、すべてのケイマンのFIは、報告外FIとしての適格要件を満たさない限り、報告FIとなる。報告外FIの分類は、US IGAの別紙2において特定されている。報告FIは、（ ）米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）との間で「外国金融機関（FFI）契約」を締結することを義務付けられず、（ ）ID番号（Global Intermediary Identification Number）を取得するためにIRSに登録することを義務付けられ、（ ）口座が「特定米国人」により直接的または間接的に保有されているかを識別するために投資者に対するデュー・ディリジェンスを行うことを義務付けられ、かつ、（ ）ケイマン諸島税務情報局に対してかかる特定米国人に関する情報提供を行うことを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告を受けた情報をIRSとの間で自動的に交換する。報告外FIは、かかる要件を課せられないが、30%の源泉徴収税の課税を免除されるために、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して源泉徴収代理人に対して提出することが必要である。

FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項および関連規則に従い、サブ・ファンドに関して受託会社に対して行われる支払または受託会社による口座保有者への支払に対して課されないが、関連するサブ・ファンドの受託会社、サブ・ファンドの投資者またはそれ以外の口座保有者が、FATCAもしくはUS IGAに基づく義務を遵守しないか、または、FATCAおよび/もしくはUS IGA（適用ある場合）に基づく受託会社の義務に関して関連するサブ・

ファンドの受託者としての受託会社に課される可能性があるそれ以外の義務を遵守しない場合には、この限りではない。サブ・ファンドが源泉徴収に服する場合、かかる源泉徴収税は、一般的に、関連する支払の30%の料率となる。現行のＵＳ Ｉ Ｇ Ａでは、受託会社による口座保有者への支払に対して、受託会社は源泉徴収を義務付けられていない。

ＵＫ Ｉ Ｇ Ａは、ＵＳ Ｉ Ｇ Ａと同様の要件を課しているため、サブ・ファンドの受託者としての受託会社は、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられ、ケイマン諸島税務情報局は、毎年、英国の税務当局である英国歳入関税庁（以下「英国歳入関税庁」という。）との間で当該情報を交換する。ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局（以下「海外財政当局」という。）に対する同様の報告体制を導入するために、ＵＳ Ｉ Ｇ ＡおよびＵＫ Ｉ Ｇ Ａと同様の追加的な政府間協定（以下「追加的政府間協定」という。）を第三国との間で締結する場合がある。

投資者は、サブ・ファンドに投資する（または継続投資する）ことにより、以下の事項を認めているものとみなされる。

- （ ）受託会社（またはその代理人）は、投資者に関する一定の機密情報（投資者の氏名、住所、納税者識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）および投資者の投資に関連する一定の情報を含むが、これらに限られない。）をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがある。
- （ ）ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、ＩＲＳ、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがある。
- （ ）受託会社（またはその代理人）は、ＩＲＳ、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局に登録する際に、また、かかる規制当局が追加的な照会のために受託会社（または直接その代理人）に連絡をしてきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがある。
- （ ）受託会社は、受託会社がケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられることがある追加情報および／または書類を提供することを、投資者に対して要求することができる。
- （ ）投資者が要求された情報および／または書類を提供しない場合、受託会社は、かかる行為が受託会社による法令遵守違反または受託会社もしくは関連するサブ・ファンドの投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かに関わらず、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。
- （ ）ＵＳ Ｉ Ｇ Ａ、ＵＫ Ｉ Ｇ Ａもしくは追加的政府間協定のいずれかまたはこれらに基づく関連規制のいずれかを遵守するために受託会社によりまたは受託会社のために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、受託会社（またはその代理人）に対する請求権を有しないものとする。

(D) その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

財務会計基準審議会（以下「ＦＡＳＢ」という。）および国際会計基準審議会（以下「ＩＡＳＢ」という。）は、近時、ファンドに適用される、税に関するより多くの開示を必要とする指針を發布した。米国において一般に公正と認められる会計原則を採用するファンドに適用されるＦＡＳＢ解釈指針第48号および国際財務報告基準を採用するファンドに適用される国際会計基準第12号は、財務諸表に記載される不確実な法人所得税の税務状況の測定および認識に関する枠組みを規定している。かかる基準の適用により、サブ・ファンドは、法人所得税の負担

を余儀なくされ、これにより純資産価額の計算に悪影響が及ぶことがある。かかる悪影響の結果、サブ・ファンドへの投資および解約の時期によって、特定の受益者に利益または損害をもたらすことがある。

特定の支払に関する特定の米国の実質的所有権報告および源泉徴収

2010年に施行された法律に基づき、サブ・ファンドがサブ・ファンドへの直接的および特定の間接的な米国人投資家に関する身元その他の特定情報をサブ・ファンドの投資者から取得し、これを米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）へ報告しない限り、原則として払戻不能となる30%の米国の源泉徴収税が(a)平成25年12月31日より後に行われた特定の米国を源泉とする支払（利息および配当を含む。）、(b)平成26年12月31日より後に行われた米国の株式または債券の処分による手取金総額（以下、(a)および(b)の各々を「源泉徴収対象支払」という。）、および(c)特定の外国の法主体により平成28年12月31日より後に行われた特定のパススルー支払（かかる支払が源泉徴収対象支払に帰するとみなされる場合に限る。）に課税される。（これらの規定は、サブ・ファンドのレベルではなく（またはかかるレベルに加えて）、受益者、ファンドおよび／または投資先ファンドのレベルで適用される可能性がある。）サブ・ファンドに対し必要な情報を提供しなかった投資者は、サブ・ファンドの米国投資に直接的または間接的に起因する支払における自己の持分に関し、原則として30%の源泉徴収税を課され、サブ・ファンドは、当該投資家によるサブ・ファンドへの投資を終了せざるを得なくなることがある。当該法律の施行に関する規則は未だ最終決定されていないため、当該法律を遵守するためのすべての要件が現時点で明らかになっているわけではなく、実際の報告制度および源泉徴収制度（サブ・ファンドとIRSの間の合意が含まれることがある。）により、サブ・ファンド、ファンド、投資先ファンドまたは受益者にさらなる負担が課されることがある。

投資予定者は、当該法律が自らのサブ・ファンドへの投資に与える影響につき、自らの税務アドバイザーに相談すべきである。

本書に記載される米国連邦税に関連する一切の検討は、本書に記載される取引の促進およびマーケティングのために記載される。かかる検討は、いずれかの者に課される税務上のペナルティを回避するために当該者により使用されることを意図しているものではなく、かかる使用のために記載されるものでもなく、また、そのように使用されてはならない。各受益者は、独立の税務アドバイザーに対し自らの特定の状況に基づく助言を求めるべきである。

税務一般

特定の法域から得たサブ・ファンドの収益は、配当、利息および場合によりキャピタル・ゲインに課される源泉徴収税の対象となることがあり、かかる源泉徴収税は各法域により異なる。受益者となる予定の者は、自らに適用されうる法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

第２ 管理及び運営

１ 申込（販売）手続等

（１）海外における販売

< 訂正前 >

管理会社は随時、管理事務代行会社に対して、適格投資家（後記「適格投資家」の項を参照のこと。）による買付けにつき異なるクラスの受益証券を発行する権限を付与する。サブ・ファンドの各クラスからの発行手取金は、サブ・ファンドに帰属する。サブ・ファンドは、複数のクラスから買付代金を受領することができる。サブ・ファンドに帰属する各クラスの受益証券は、サブ・ファンドの資産のみに対する不可分の持分を表章する。受託会社および管理会社は、その裁量により、ファンドの追加的なサブ・ファンドおよび受益証券クラスを随時設定することができる。

適格投資家は、受益証券を購入するために、買付申込書を提出し、本書に定める期限までに受領されるように本書に定める受益証券の購入金額の資金を送金しなければならない。

（中略）

適格投資家

（中略）

EUは、EU加盟国により構成されるものと定義されている。

（中略）

マネー・ロンダリング防止手続

マネー・ロンダリング防止を目的とする制定法または規則を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用および維持するよう求められ、身元および資金源を確認する証拠を提出するよう申込者に請求することができる。許容される場合には、一定の条件に従って、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続の維持（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委任することもできる。

受託会社（および受託会社のために行為する管理事務代行会社、管理会社または販売会社）は、投資者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社、管理会社もしくは販売会社）は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング規則（2013年改訂）（以下「マネー・ロンダリング規則」という。）または適用ある法律に基づき例外が適用される場合、完全なデュー・ディリジェンスが要求されないことを納得することがある。各申込みの状況により、以下のいずれかの場合には身元の詳細な確認を要求されない場合がある。

(a) 申込者が認可された金融機関において申込者名義で保有する口座から投資の支払を行った場合ならびに分配金および／または買戻代金が直接申込者に返済される場合

(b) 申込者が認可された規制当局から規制を受けておりまたは認可された証券取引所に上場されており（もしくはいずれかの子会社であり）、かつ、認可された法域において拠点を置き、もしくは設立され、または当該法域の法律に基づいて設立されている場合

(c) 申込みが、認可された規制当局から規制を受け、かつ、認可された法域において拠点を置き、もしくは設立され、または当該法域の法律に基づいて設立されている仲介業者を通じて行われ、最終投資者に関して行われた手続に関して保証されている場合

これらの例外のために、ケイマン諸島におけるものと同等のマネー・ロンダリング防止規則を有するとCIMAにより認められた当該法域を参照して、金融機関、規制当局、証券取引所または法域の認可がマネー・ロンダリング規則に従い決定される。

申込者の側が身元確認のために要求された情報の提出を怠るか、遅延した場合、受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社、管理会社もしくは販売会社）は、申込みの受諾を拒絶することができ、その場合、受領された資金は、当初出金された口座に利息を付さずに返却される。

受託会社（および受託会社のために行為する管理事務代行会社、管理会社または販売会社）は、受益者に対して買戻代金を支払うことが適用ある法令への不遵守となる疑義があるかもしくは不遵守と

なると助言されている場合、または受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは販売会社が適用ある法令の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要または適切であると考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶する権利も留保する。

ケイマン諸島の居住者が、他の者が犯罪行為を行っているか、またはテロもしくはテロリストの資産に関与している旨を了知しているかもしくはその旨の疑義を抱いている、または了知もしくは疑義を抱くに足る合理的根拠を有している場合で、かつ、かかる居住者が、規制を受けているセクターの事業またはその他の取引、職務、事業もしくは雇用を行う過程で、かかる確信または疑義についての情報を知った場合、かかる者は、かかる確信または疑義を、（ ）開示が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関連する場合には、ケイマン諸島刑事訴訟法（2008年）に基づくケイマン諸島金融報告庁に対し、または（ ）開示がテロまたはテロリストの資金調達および財産への関与に関連する場合には、ケイマン諸島のテロ防止法（2011年改訂）に基づき巡査以上の階級の警察官に対し、報告する義務を負う。かかる報告は、機密保持義務違反またはいずれかの法令その他により課される情報開示制限の違反として取り扱われない。

<訂正後>

管理会社は受託会社の同意のもと、随時、管理事務代行会社に対して、適格投資家（後記「適格投資家」の項を参照のこと。）による買付けにつき異なるクラス（各クラスはファンドの1つのサブ・ファンドに帰属する。）の受益証券を発行する権限を付与する。サブ・ファンドの各クラスからの発行手取金は、サブ・ファンドに帰属する。サブ・ファンドは、複数のクラスから買付代金を受領することができる。サブ・ファンドに帰属する各クラスの受益証券は、サブ・ファンドの資産のみに対する不可分の持分を表章する。受託会社および管理会社は、その裁量により、追加的なサブ・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの受益証券クラスを随時設定することができる。

適格投資家は、受益証券を購入するために、管理事務代行会社を買付申込書を提出し、本書に定める期限までに受領されるように本書に定める受益証券の購入金額の資金を送金しなければならない。

（中略）

適格投資家

（中略）

EUは、次の28か国により構成されるものと定義されている。オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダ、英国（以下「EU加盟国」と総称する。）

（中略）

マネー・ロンダリング防止手続

マネー・ロンダリング防止を目的とする制定法または規則を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用および維持するよう求められ、身元および資金源を確認する証拠を提出するよう申込者に請求することができる。許容される場合には、一定の条件に従って、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続の維持（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委任することもできる。

受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社）は、受益者（すなわち申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を受益者（すなわち申込者または譲受人）に要求する権利を有する。ただし、受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社）が、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング規則（2013年改訂）（随時修正および改正される。）または適用ある他の法律に基づき例外が適用され完全なデュー・ディリジェンスが義務付けられないことがあることに受託会社が納得することがあるという特定の場合作を除く。

申込者の側が身元確認のために要求された情報の提出を怠るか、遅延した場合、受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社）は、申込みの受諾を拒絶することができ、その場合、受領された資金は、当初出金された口座に利息を付さずに返却される。

受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益者に対して買戻金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者によるマネー・ロンダリング防止法またはその他の法令への違反となる疑義があるかもしくは違反となると助言されている場合、または受託会社もしくは管理事務代行会社が該当する法域におけるマネー・ロンダリング防止法またはその他の法令の遵守を確保するために買戻金の支払の拒絶が必要または適切であると考えられる場合、当該受益者に対する買戻金の支払を拒絶する権利も留保する。

ケイマン諸島の居住者が、他の者がマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロもしくはテロリストの財産に関与していることを知りもしくは疑義を有し、または自己の業務の過程でその旨を了知しもしくは疑義を有した場合、その者は、かかる確信または疑義につき、開示がマネー・ロンダリングに関するものである場合にはケイマン諸島刑事訴訟法（2008年改訂）（随時改正済）に基づいてケイマン諸島金融報告庁に対して、また、開示がテロもしくはテロリストの財産に関するものである場合には、テロ防止法（2011年改訂）（随時改正済）に基づいて巡査以上の階級の警察官に対して通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課された情報の秘匿または開示制限の違反と取り扱われないものとする。

受託会社またはケイマン諸島に所在する代行者は、金融庁法（2013年改訂）に基づき、当該当局もしくは機関のためにもしくは公認の海外規制当局のために、該当する法律に基づく規制当局（例えばCIMA）もしくは代行機関もしくは政府当局もしくは代行機関からの情報請求に従い、または税務情報庁法（2013年改訂）もしくは預金所得情報報告（EU）法（2007年改訂）ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づく税務情報当局からの情報請求に従い、情報の提供を強制されることがある。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とはみなされないものとし、一定の場合には、ファンド、受託会社または代行者は、請求があった旨を開示することを禁止される場合がある。

（2）日本における販売

< 訂正前 >

（前略）

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.15%^{（注）}（税抜3%）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる消費税および地方消費税に相当する料率（5%）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が8%となった場合には、3.24%となる。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各クラスの表示通貨によるものとする。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.24%（税抜3%）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各クラスの表示通貨によるものとする。

（後略）

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し

<訂正前>

（前略）

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、受益者に対する買戻代金の支払がいずれかの関連法域におけるいずれかの者によるマネー・ロンダリング防止法の抵触もしくは違反を招く可能性があるとして疑義を抱く場合、もしくは抵触もしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかの関連法域のマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要である場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

<訂正後>

（前略）

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、受益者に対する買戻代金の支払がいずれかの関連法域におけるいずれかの者による F A T C A またはマネー・ロンダリング防止法の抵触もしくは違反を招く可能性があるとして疑義を抱く場合、もしくは抵触もしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかの関連法域のマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要である場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

3 資産管理等の概要

（１）資産の評価

純資産価格の計算

< 訂正前 >

（前略）

投資予定者は、サブ・ファンドの保有投資対象の評価には不確実性が伴うため、当該投資対象について与えられた評価額が不正確であったと証明された場合、サブ・ファンドの純資産価額に不利な影響を与えることがあることを認識すべきである。不誠実または明白な誤りの場合を除き、管理会社または投資顧問会社（適用ある場合）の評価に関する決定は、最終的なものであり、すべての受益者を拘束する。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

投資予定者は、サブ・ファンドの保有投資対象の評価には不確実性が伴うため、当該投資対象について与えられた評価額が不正確であったと証明された場合、サブ・ファンドの純資産価額に不利な影響を与えることがあることを認識すべきである。不誠実または明白な誤りの場合を除き、管理会社、管理事務代行会社または投資顧問会社（適用ある場合）の評価に関する決定は、最終的なものであり、すべての受益者を拘束する。

（後略）

（５）その他

関係法人との契約の更改等に関する手続

< 訂正前 >

（前略）

管理事務代行契約

（中略）

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。
投資顧問契約

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

管理事務代行契約

（中略）

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。
投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3 か月以上前に書面による通知をすることにより、または規制当局により要求された場合には副管理会社が管理会社に対して即時の通知をすることにより、終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約につき、法令により要請され副管理会社により提案された変更については、管理会社に通知することにより変更される。いずれかの当事者により提案された同契約のその他の変更は、他方当事者により書面により受諾された場合に变更される。

投資顧問契約

（後略）

4 受益者の権利等

（１）受益者の権利等

<訂正前>

（前略）

（ ）議決権

（中略）

特別決議は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

受益者に対して重大な悪影響を及ぼしうる英文目論見書中の方針に関する記述または投資対象の変更の承認ならびにファンドの他の法域への移管を含む一定の事項に関し、受益者は、受益者集会の特別決議の方法により、当該行為を承認または確認することを要する。また、受益者は、受益者集会の特別決議により、受託会社および／または管理会社を解任し、またファンドを終了することができる。

<訂正後>

（前略）

（ ）議決権

（中略）

特別決議は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき適切に招集され開催されたファンドのすべてのサブ・ファンドの受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

受益者に対して重大な悪影響を及ぼしうる英文目論見書中の方針に関する記述または投資対象の変更の承認ならびにファンドの他の法域への移管を含む一定の事項に関し、受益者は、受益者集会の特別決議の方法により、当該行為を承認または確認することを要する。また、受益者は、受益者集会の特別決議により、受託会社および／または管理会社を解任し、またファンドを終了することができる。

受益証券に関する権利または持分を有する者として受託会社により認識されるのは、受益者名簿を参照して決定される受益者のみである。ただし、受託会社は、いかなる時点においても、受益証券が適格投資家により、または適格投資家のために保有されているか否かをその決定により考慮する権利を有する。受託会社は、受益者名簿に記録された受益者を受益証券の絶対的所有者として認識することができ、（たとえそれについて実際のまたは擬制された通知がなされた場合であっても、また登録名義人（ノミニー）の名称で登録されたもしくは登録される受益証券の受益的所有権に関して受託会社が行うべきまたは行った照会にかかわらず）法律または管轄権を有する裁判所の命令により要求される場合を除き、受益証券に対する衡平法上の、条件付の、将来の、または部分的な権利について、いかなる方法によっても認識する義務を負い、また認識することを強いられることはない。

第４ 外国投資信託受益証券事務の概要

（２）受益者集会

< 訂正前 >

（前略）

特別決議は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

< 訂正後 >

（前略）

特別決議は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき適式に招集され開催されたファンドのすべてのサブ・ファンドの受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

第三部 特別情報

第１ 管理会社の概況

１ 管理会社の概況

（３）役員および従業員の状況

< 訂正前 >

（本書提出日現在）

氏名	役職名	略歴	
磯村 尚賢	マネージング・ディレクター	昭和63年 平成25年	三菱信託銀行株式会社（現 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行
服部 努	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和61年 平成22年２月	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行

< 訂正後 >

（本書提出日現在）

氏名	役職名	略歴	
磯村 尚賢	マネージング・ディレクター	昭和63年 平成25年	三菱信託銀行株式会社（現 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行
倉部 正士	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和63年 平成26年３月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入行

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

（前略）

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 法律が許容する限り速やかに管理会社の解任にかかる特別決議が定時投資主総会において受益者により可決された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 法律が許容する限り速やかに管理会社の解任にかかる特別決議（信託証書に定義される）が定時投資主総会において受益者により可決された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

（後略）

第２ その他の関係法人の概況

< 訂正前 >

１ 名称、資本金の額及び事業の内容

（前略）

- (2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.) (「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」)

（中略）

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフルサービス金融機関である。

- (3) 国際投信投資顧問株式会社 (「投資顧問会社」)

（中略）

- (4) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 (「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

（中略）

２ 関係業務の概要

（中略）

- (2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」)

保管契約および管理事務代行契約に基づき、サブ・ファンド資産の保管業務、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。

- (3) 国際投信投資顧問株式会社 (「投資顧問会社」)

投資顧問契約に基づき、サブ・ファンドの資産に関する投資顧問業務の提供を行う。

- (4) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 (「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務および代行協会員としての業務を行う。

３ 資本関係

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社および国際投信投資顧問株式会社の最終的親会社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループである。

< 訂正後 >

１ 名称、資本金の額及び事業の内容

（前略）

- (2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.) (「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」)

（中略）

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフルサービス金融機関である。

(3) エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイ（MUGC Lux Management S.A.）（「副管理会社」）

(イ) 資本金の額

平成26年7月2日現在、7,375,000ユーロ（約10億2,004万円）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成26年6月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝138.31円）による。

(ロ) 事業の内容

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの100%子会社である副管理会社は、ルクセンブルグの法律に基づき、無期限の存続期間を有する株式会社として平成7年1月4日付公正証書によって設立され、平成7年4月5日にメモリアルに公告された。副管理会社は、投資信託の運用管理を行うことを目的とする運用管理会社である。副管理会社は、ルクセンブルグの商業および会社登録簿にB49.759番として登録されている。

副管理会社は、ファンドを含む投資信託およびそのポートフォリオの設立、管理、運営および販売促進、組入証券の売買・買付けおよび交換を行うことができ、その管理運営するファンドおよびその他の契約型投資信託に関連するすべての権利を直接または間接に行使することができる。副管理会社は、その管理運営する他の投資信託の受益証券の発行および買戻しを実行し、それらの会計記録を維持することができる。副管理会社は、その管理運営する他の投資信託の受益証券の発行および買戻しを実行し、それらの会計記録を維持することができる。副管理会社は、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの100%子会社である。副管理会社は、ＣＳＳＦからＡＩＦＭとしての承認を口頭で受領しており、平成26年7月2日付でＡＩＦＭとしての許可を正式に受領する予定で、これに従って、ＡＩＦＭＤに基づくＡＩＦＭとしての業務を提供する。

(4) 国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

（中略）

(5) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

（中略）

2 関係業務の概要

（中略）

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」）

保管契約および管理事務代行契約に基づき、サブ・ファンド資産の保管業務、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。

(3) エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイ（「副管理会社」）

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、サブ・ファンドのリスク・マネジメント業務およびサブ・ファンド資産の運用管理業務を行う。

(4) 国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

投資顧問契約に基づき、サブ・ファンドの資産に関する投資顧問業務の提供を行う。

(5) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務および代行協会員としての業務を行う。

3 資本関係

エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイは、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの100%子会社である。また、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイ、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会

社および国際投信投資顧問株式会社の最終的親会社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループである。

別紙 A

定義

< 訂正前 >

（前略）

代行協会員 日本における代行協会員としての地位を有する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。

豪ドル オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。

（中略）

取引日 営業日をいう。

公課・費用 信託証書に定義される公課・費用をいう。

適格投資家 非米国人またはＥＵ非加盟国の者で、以下のいずれにも該当しない者をいう。すなわち、（ ）適用ある法令に違反しない限り受益証券を取得できず、または保有できない者、会社もしくは法主体、または（ ）いずれかのＥＵ加盟国においてまたはいずれかのＥＵ加盟国の法律に基づき創設され、創立され、または設立され、かつ／またはいずれかのＥＵ加盟国に主たる事業所を有する会社、パートナーシップその他の法主体の保管人、名義人もしくは受託者である。
疑義を避けるために付言すると、ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者（ケイマン諸島の免除会社もしくは通常の非居住会社を除く。）は、適格投資家とみなされない。

EU加盟国	欧州連合の加盟国である、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国、ならびに随時欧州連合に参加するその他の国々をいう。
特別決議	すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催されたすべてのサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいう。
投資顧問会社関係者	(中略) サブ・ファンド、 <u>管理会社および投資顧問会社の主要業務担当者および関連会社をいう。</u>
投資対象	信託証書に定義される投資対象をいう。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）をいう。
1口当たり純資産価格	(中略) 受益証券の各クラスの純資産価額を当該時点における当該クラスの発行済受益証券口数で除した額をいう。
指定時刻	(中略) ルクセンブルグ時間午後1時をいう。
サブ・ファンド	コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクションをいう。
受益証券	(中略) <u>ファンドの資産における受益権をそれぞれ表章するファンドの受益証券をいう。</u>
米ドル	米国の通貨である米ドルをいう。

(後略)

<訂正後>

（前略）

代行協会員 日本における代行協会員としての地位を有する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。

A I F M A I F M Dで定められた意味を有する。

A I F M D オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUをいう。

豪ドル オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。

（中略）

取引日 営業日をいう。

日本における販売会社 サブ・ファンドの日本における販売会社としての地位を有する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。

公課・費用 信託証書に定義される公課・費用をいう。

適格投資家 非米国人またはEU非加盟国の者で、以下のいずれにも該当しない者をいう。すなわち、（ ）適用ある法令に違反しない限り受益証券を取得できず、または保有できない者、会社もしくは法主体、または（ ）いずれかのEU加盟国においてまたはいずれかのEU加盟国の法律に基づき創設され、創立され、または設立され、かつ／またはいずれかのEU加盟国に主たる事業所を有する会社、パートナーシップその他の法主体の保管人、名義人もしくは受託者である。
疑義を避けるために付言すると、ケイマン諸島に居住し、または住所地を有する者（ケイマン諸島の免除会社もしくは通常の非居住会社または慈善信託もしくは慈善団体の目的を除く。）は、適格投資家とみなされない。

EU加盟国 欧州連合の加盟国である、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国、ならびに随時欧州連合に参加するその他の国々をいう。

ユーロ 欧州連合の参加国の法定通貨であるユーロをいう。

特別決議	すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催されたすべてのサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいう。
	（中略）
投資顧問会社関係者	投資顧問会社の主要業務担当者および関連会社をいう。
投資対象	信託証書に定義される投資対象をいう。
円	<u>日本の法定通貨である日本円をいう。</u>
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）をいう。
	（中略）
1口当たり純資産価格	<u>サブ・ファンドまたは受益証券の各クラスの純資産価額を当該時点における当該サブ・ファンドまたはクラスの発行済受益証券口数で除した額をいう。</u>
	（中略）
指定時刻	ルクセンブルグ時間午後1時をいう。
副管理会社	<u>エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイまたは副管理会社およびファンドのAIFMとして任命されるその他の者をいう。</u>
サブ・ファンド	コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクションをいう。
	（中略）
受益証券	<u>サブ・ファンドに関して、その1個の不可分の持分をいい、文脈に応じて、サブ・ファンドのクラスの1個の受益証券をいい、当該受益証券の端数を含む。</u>
米ドル	米国の <u>法定通貨</u> である米ドルをいう。

（後略）